

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、ことし四月の県議会議員選挙におきまして初当選させていただきました、日本共産党のたいら行雄です。これからは、県民の皆様方の御期待に応えるべく全身全霊を傾注してまいり所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、日本共産党県議団として、初めての一般質問をさせていただきます。

まず、県知事選挙での政策合意に関する政治姿勢について、知事に伺います。

今から八年六カ月前の二〇一一年三月十一日、東北地方を突然襲った大地震と津波、そして福島第一原発事故は、私の人生をも大きく変えました。それまでも、原発については漠然とした危険性を感じながら、川内原発に反対する思いを持ってはおりましたが、テレビに映し出される爆発の様子、上空から水をかけようとするヘリコプター、悲壮な面持ちの関係者の会見、そして故郷を追われる人々。私は、原発という代物が、人の手では全くコントロールできない怪物のような存在であること、原発は人類と共存できないということを衝撃とともに思い知らされました。

その原発がこの鹿児島にも存在する。全ての原発がとまった後、真っ先に再稼働が狙われた川内原発をこのまま動かしてもいいものか。二〇一四年十一月の臨時会の傍聴席は全国から駆けつけた傍聴者で埋め尽くされ、私も、その中の一人として一緒に抗議の声を上げました。

この鹿児島で子供たちの安心・安全な未来とふるさとを守っていくためには、何としても川内原発をとめなければならない、なくしていかななければならない、そういう思いでいるときに、県知事選挙に立候補してほしいと市民の皆さんから要請を受けました。

政治の世界など無縁だと考えていた私は即座にお断りいたしました。その後も熱心な要請を受ける中、川内原発再稼働にゴーサインを出し、「サイン・コサイン・タンジェントは女子には要らない」と言い、県立ラ・サール校と言われる楠集中高一貫校をつくった知事。このままでいいのか自問自答し、自分自身が悔いのない人生を送るために県知事選挙に挑戦すべきではないかと思い、大きな決断をしたのでした。

そして、三反園知事、あなたと出会いました。今から三年余り前の二〇一六年六月十五日、県知事選挙の候補者一本化を協議した日でした。

この日は、あなたの代理人を通して、候補者一本化のための話し合いがしたいとの要請があり、鹿児島市内のホテルの一室でお会いし、あなたのほうから政策合意の案が提示され、お互いに意見を出し合い、協議が終わったのは深夜でした。その日は、合意内容をお互いに持ち帰り、翌日は、それぞれの陣営で協議を重ねた結果、候補者一本化がなし遂げられ、私の思いをあなたに託し、私が立候補を断念しました。

そして、この候補者一本化が功を奏し、三反園県政が誕生しました。この候補者一本化がなければ、結果は違ったものになっていたことでしょう。言いかえれば、今の知事の席は、二人の共同の力から生み出されたものであると思うのは私一人でしょうか。

三反園県政が誕生した当初、私を初め、多くの県民が期待に胸を膨らませました。私は、知事となられたあなたに面会し、政策合意の実現に向けて大いに語り合いたかったです。しかし、あなたとの面会は、今日に至るまで実現しませんでした。一体なぜなのでしょう。

そこで伺います。

県知事になられて以降、私の再三の面会要請に対し、ただの一回も応えてもらえませんでした。一体なぜでしょうか。包み隠さず正直にお答えください。

次に、政策合意への認識について伺います。

これが、あなたと交わした政策合意文書です。議場の皆様にも同じものをお配りしておりますので、ごらんください。

この政策合意文書は、候補者一本化に至った重要な確認事項であり、この内容そのものが県民との公約と言えるものです。

実は、一本化協議の最中に、私は、本当にあなたを信じてよいものかと何度も自問自答しました。そんな私の煮え切らない思いを察してか、あなたは私に、「約束は守りますから信じてください」と何度も何度も繰り返されました。

そんな中、最終的に私が、あなたに自分の原発に対する思いを全て託し、立候補を取り下げようと思案したのが、合意内容の三番目に当たる原子力問題検討委員会に関しての協議でした。この委員会の設置目的を改めて問いかけたとき、あなたは、私を見てはっきりと「廃炉にするため」と答えられました。そして私も、言質をとるために、原発を廃炉にする方向で可能な限り早く、という四番の文言を入れ込むことにこだわりました。あなたは、賛成派・反対派双方のメンバーを選定することも約束されました。このことは、二人で行った候補者一本化についての記者会見の場において、あなた自身の言葉で語られていました。

私は、あなたの言葉にうそはない、そう思い、あなたから提案のあった一本化を受け入れる決意をしたのでした。

そして、知事就任直後の八月と十月の二度にわたって、反対派の立場の専門家を多数提案させていただきましたが、結果として、その中の誰一人任命されませんでした。さらに、設置された専門委員会では、第二回の委員会開催の後、宮町座長から、委員会の今後の方針として、本専門委員会では、原子力発電所自体の是非については検討対象外とする旨の意見書が知事に提出されたのでした。

このような現状を見たとき、私は、知事が私との約束をほごにされたと受け取らざるを得ませんでした。

そこで伺います。

専門委員会に関する政策合意と実際の今の現状について、知事はどのように考えておられますか、お聞かせください。

これで、一回目の質問を終わらせていただきます。

[知事三反園 訓君登壇]

○知事(三反園 訓君)政策合意についてであります。

私のやるべきことは、県民の安心・安全の確保であります。

川内原発は、稼働の有無にかかわらず、そこにあるわけでありますから、私としては、政策合意も踏まえながら、県民の安心・安全を確保する観点から、川内原発に係る防災対策の充実・強化に全力で取り組んでおります。

その上で、本県の多様で豊かな自然を活用し、再生可能エネルギーを推進することで、原発に頼らない社会づくりに向けた歩みを少しずつ進めてまいりたいと、一貫して申し上げております。

私の考え方や施策につきましては、県議会や定例記者会見、広報誌などあらゆる機会を通じて、丁寧にお伝えしているところであります。

また、原子力専門委員会につきましては、県民の方々には、川内原発に対してさまざまな不安があることから、これを解消するため、県民の安心・安全の観点から設置したものであります。

その県民の思いに応えるために、専門委員会においては、賛成・反対を議論するのではなく、川内原発の安全性の確認や避難計画の検証などについて、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくこととしております。

このようなことから、委員の選任につきましては、人柄、これまでの経験、実績、周りの評価など総合的に判断して、中立・公正に技術的・専門的見地から意見、助言をいただける方を選任したところであります。

委員の方々には、これまでも、長時間にわたり、川内原発の安全性の確認や避難計画の検証などについて、さまざまな観点から厳しい御意見をいただくなど、県民の安心・安全のために熱心で活発な議論をいただいているわけであります。(傍聴席より発言する者あり)

○たいら行雄君 自席で質問させていただきますが、今、答えていただけていない文言がありますが、なぜこの三年間会っていただけなかったか、このことが重要です。どうぞ答弁ください。(傍聴席より発言する者あり)

○たいら行雄君 今、答弁漏れがありましたので、もう一回言いますが、この三年間、どうして私の再三にわたる面会要請に応えていただけなかったのか、そのことについてお答えください。

○知事(三反園 訓君) そのことについては、先ほども答弁いたしましたけれども、私のやるべきことは県民の安心・安全の確保であります。川内原発は、稼働の有無にかかわらずそこにあり続けるわけでありますので、私としては……(傍聴席より発言する者あり)

○知事(三反園 訓君) 私としては、政策合意文書も踏まえながら、県民の安心・安全を確保する観点から、川内原発に係る防災対策の充実・強化に全力で取り組んでおります。

その上で、本県の多様で豊かな自然を活用し、再生可能エネルギーを推進することで、原発に頼らない社会づくりに向けた歩みを少しずつ進めてまいりたいと、一貫して申し上げます。

この私の考え方、施策につきましては、県議会や定例記者会見、広報誌などあらゆる機会を通じて、丁寧にお伝えしているところであります。

○たいら行雄君 全然答えになっていないじゃないですか。なぜこの三年間会っていただけなかったのか、それにまともに答えてください。お願いします。(傍聴席より発言する者あり)

○知事(三反園 訓君) 先ほども申し上げたとおりでありまして、私の考え方は丁寧にお伝えしているところであります。

○たいら行雄君 質問を変えます。

マスコミ等の報道によりますと、私と会わない理由について聞いたところ、「必要があれば、どなたとでもお会いします」と再三にわたっておっしゃっています。しかも、さきのまつざき真琴議員のこの場での質問にも、同じ回答をされております。

「必要があれば、どなたとでもお会いする」、そのような回答ですが、それは余りにもばかにした回答ではありませんか。あなたにとって私は、候補者一本化というだけの存在であり、それをなし得た後は、会う必要のない人間ということでしょうか。私の後ろにはたくさんの有権者の方々がいらっしゃいます。その方々の思いも踏みにじる回答であります。明確に本心を述べてください。よろしくお願いします。

○知事(三反園 訓君)ここに政策合意文書もありますけれども、この政策合意文書を踏まえながら、県民の安心・安全を確保する観点から、今、全力で防災対策にも取り組んでいるわけがあります。そのことにつきましては、先ほどから申し上げており、丁寧にお伝えしているところでございます。(傍聴席より発言する者あり)

○たいら行雄君 なぜ会わなかったのか、このことを明確に述べていただきたいと繰り返し言っています。わかりませんか、意味が。このことは非常に……

○たいら行雄君 わかりました。

もう一つの質問ですけれども、この政策合意につきましては、知事も今、述べられましたが、あなたに思いを託した多くの県民がいることをお忘れではないですか。これは県民との公約であり、その中で、知事がおっしゃっていました、専門委員会の構成、それと設置する目的、それが今の専門委員会と、この政策合意を結んだときとは違っている、私はそう解釈しています。

もう一回、知事の見解を伺います。

○知事(三反園 訓君)この政策合意を見ればよくわかるわけでありまして、私の思いもこの中に入っているわけですから。私の支持者もこの中に入っているわけでありまして。(傍聴席より発言する者あり)

○知事(三反園 訓君)この中に、読ませていただくと、原発に関する諸問題を検討する検討委員会を設置し、その検討委員会で答申された諸問題についての見解をもとに対応を確立していくこと、となっているわけでありまして。このとおり行っているわけでありまして。

先ほども答弁いたしましたけれども、県民が今、一番望んでいることは何か、それは防災対策であります。県民の安心・安全を確保する、それが一番の優先課題であると私は思っております。その観点から、中立、公平・公正に県民の安心・安全について議論していただける方、実績、人柄、そして周りの評価から、そういった方々を選任することによって、鹿児島県の原子力に対する安心・安全が高まっていくわけでありまして。

そういった議論を踏まえながら、私としては、モニタリングポストを百局体制にふやしました、そして地震計もふやしました、避難道路の整備も今しております、そして避難用車両も充実させております、また、ヨウ素剤も配布いたしております。そして今、避難道路に関しまして、アプリを利用しながら避難できるようなものをつくろうと検討しているわけですから。

この専門委員会においては、原発に対する安心・安全、そして避難計画の見直し、さまざまなことについて議論していただいております。議員は、この専門委員会に何回お越しになったでしょうか。お越しになっていただければわかっていたらと思います。本当に真剣に三時間以上にわたる、原発の安心・安全に対する議論を、激しくやっているわけでありまして。そのためにこの

専門委員会を設置したということでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○たいら行雄君 私は、今の専門委員会が無用であるとか、あるいは議論がされていないとかいうことを言うつもりは全くございません。約束が守られていないということをおっしゃっているんです。

知事は先ほどの答弁の中で、賛成・反対にかかわらず、関係なく話し合うとおっしゃっていましたが、そういう状況の中で、私との約束がどのようなものであったか、そのことをつまびらかにしたいと思ひます。

実は、この中に、知事と私の共同記者会見のときに話された知事のお言葉があります。本日はこの議場においてこのテープを流していただきたいとお願ひしたんですが、ルールに基づいてこれはできないということでしたので、私は、その中身をこれから読み上げさせていただきたいと思ひます。

この記者会見の中で、あなたは自分の口でこうおっしゃっています。「つまり、原子力の検討委員会というのを設けるわけです。これは幅広く有識者に入ってもらうわけですから、いわゆる反原発の方々、そして幅広いいろいろな方に入っていて、公平・公正・中立な形で幅広い議論を行って」。私はこれを信じたんですよ。なのに、今そういうふうになっていない。

しかも、賛成・反対に関係なく安全を守りたいんだとおっしゃっていますが、原発が存在していること自体が危険なんです。ですから、どんな対策をしようが、一たび過酷な事故が起こってしまったら、あの福島の状態は想像にかたくないと思ひます。

ですから、今申し上げた、なぜ私と約束したことが守られていないのか、それについてお答えください。

○知事(三反園 訓君)先ほどから答弁しておりますけれども、そこに今、原発があるわけであり、使用済み核燃料棒も今あるわけであり、だからこそ、真っ先に私のやるべきことは県民の安心・安全の確保、そして県民の方が、多くが望んでいるのは防災対策の充実であります。それをするのが私の役目だと思ひて専門委員会の委員を選任したということであり、(傍聴席より発言する者あり)

○たいら行雄君 この政策合意を結んだころ、そしてまた三反園知事が当選されてインタビューを受けたときのあなたの言葉を自分自身で覚えていますか。「原発は危ないんだ。だから、それについては今後、廃炉に向けても検討しないといけないんだ。ドイツを見てください、ドイツを」ということをおっしゃっていました。

そして、そのことがこの政策合意文書に書かれているんです。これは紛れもない事実です。私はそのことを一たびたりとも忘れたことはありません。明確にその点についてお答えください。

○知事(三反園 訓君)これも先ほどから答弁しております。本当に先ほどから答弁しているとおりであります。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 全く話にならない。そういう感想です。

時間もありませんので、次に移らせていただきます。

続いて、川内原発の脱原発に向けた今後の進め方について伺います。

三反園県政の実現を願った多くの県民は、知事の脱原発の姿勢に期待したものです。私との政策合意においても、この四番に書いてありますように、原発を廃炉にする方向で可能な限り早く原発に頼らない自然再生エネルギー社会の構築に取り組んでいくとしました。

知事選で三反園知事を選んだ県民の思いに応え、私との政策合意の約束を守るとすれば、当然ながら、川内原発の二十年延長などあり得ない話です。ましてや、三号機増設は、これからさらに四十年、六十年と原発に頼る社会をつくっていくことになるものですから、これもあり得ない話です。

そこで、知事の意味をお尋ねします。

一号機、二号機の二十年延長を認めないこと、三号機増設については、知事の同意を白紙撤回すること、この明確な態度表明を求めますが、見解を伺います。

[知事三反園 訓君登壇]

○知事(三反園 訓君)川内原発の運転期間についてであります。

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法で四十年とされており、国の原子力規制委員会が認めた場合、一回に限って二十年まで延長することが認められております。それを踏まえて、これまでも一貫して、運転期間は原則四十年と申し上げてきております。

次に、川内原発の三号機増設についてであります。

東京電力福島第一原発事故後の状況や、今の県民の安心・安全に対する思いを考えると、三号機の増設を進める状況にはないと、これも一貫してそう考えております。

○たいら行雄君 知事、何を人ごとのようにそのような答弁をされているのでしょうか。

今、知事が述べられたことは国が言っていることであり、私が求めているのは知事御本人の決意です。そのような知事に県民の大切な命を預けることはできません。そのような回答でごまかそうとしても、政策合意の当事者である私には通用しません。

候補者一本化が成立して間もない二〇一六年六月二十三日前後のある日、選挙戦の激励と協力の申し入れで再会した際、あなたは開口一番、「伊藤さんが川内原発の六十年運転を表明したと新聞に載っていたよ。考えられないよね」と、上機嫌に私に語ったのを鮮明に記憶しています。このことから、少なくとも政策合意が結ばれたころは、二十年延長は認めないとの明確な意思を持っていらっしゃる。このことを私は強く思いました。どうですか、知事、このころの気持ちに戻れませんか。

もう一回、答弁ください。

○知事(三反園 訓君)これまでも一貫して、運転期間は原則四十年と申し上げてきております。私は一貫しております。そして、再生可能エネルギーを推進することによって、原発に頼らない社会をつくっていきたい、それが私の脱原発ですということをずっと申し上げているところでございます。

○たいら行雄君 ですから、それが国の答弁と同じだと言っているんです。三反園知事の意味、はっきりとした意思、それを明確に答えていただきたい。このように思ってい

るところです。

老朽化原発のこれ以上の酷使は余りにも危険を伴います。そして、新たな原発などつくらせない。そうでないと県民の命と暮らしは守れない。それが実情です。

ですから、三反園知事、本当に私との政策合意、そして県民との公約である政策合意、これをもう一度、新たに見詰め直していただいて、この二つのことにつきましてはぜひ実現していただきたい。

もう一度言います。二十年延長はあり得ない。三号機増設はもってのほかだ。この二つについて明確にお答えいただけませんか。

○知事(三反園 訓君)先ほどから答弁しているとおりでありまして、これまでも一貫して、運転期間は原則四十年と申し上げております。そして、三号機の増設を進める状況にはないと考えております。

原発につきましては、県民の安心・安全を確保する観点から、防災対策にこれからも全力で取り組んでまいります。そして、再生可能エネルギーを推進することによって、原発に頼らない社会づくりを少しずつ進めていきたいと思っております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 政策合意に関する知事の答弁は極めて不誠実であり、到底納得できるものではありません。もう一度、知事に、一号機、二号機の二十年延長を認めないこと、三号機増設については、知事の同意を白紙撤回すること、このことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

まず、高過ぎる国保税を引き下げするための施策について伺います。

昨年四月から始まった国民健康保険の都道府県単位化によって、保険料水準の統一を図るとの名目で、全国の多くの市町村において保険料の引き上げが行われています。

この国保の都道府県単位化の狙いは、国が決めた医療費抑制の方針を自治体に押しつけることにあり、制度導入前から、高過ぎる保険料のさらなる引き上げと医療サービスの低下を招くことが危惧されてきました。そして、それが現実のものとなりつつあります。

既に、県が示す本年度の各市町村一人当たりの保険税必要額は、昨年度に比べ七千七百十九円、率にして二・四一％引き上がっています。しかも、昨年度から六年連続で保険税必要額が引き上げられる計画です。これに対し国は、急激な保険料引き上げを避けるため激変緩和措置を設けていますが、場当たりの対応と言わざるを得ません。

こうした状況のもとにおいて、県民の命と暮らしを守るという観点から、県の施策の重要性が高まってきたことは明らかです。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、現在、県が独自に行っている市町村の国保財政への支援はありますか。あるのであれば、その額を教えてください。

二つ目は、昨年度から今年度にかけて、一人当たりの保険税必要額が七千七百十九円、二・四一％上がっており、これに対応するために市町村は、法定外繰入金を増額するか、保険料の引き上げを行う必要があります。このような負担増については、各市町村や国保加入者の負担を避けるために、財政安定化基金や積立金などを活用して県が負担すべきと考えますが、見解を伺います。

三つ目は、この間、国保税の滞納に対する差し押さえ件数が増加傾向にあり、市町村においては、違法性が疑われる差し押さえの事例もあると聞いています。県は、そのような事例を確認されていますか。また、県として、違法な差し押さえを防止するための対策を講じておられますか、お答えください。

続いて、子供医療費無料化の実現に向けて伺います。

昨年十月から、子供医療費の窓口無料化が一部始まりましたが、三反園知事の公約に照らせばまだまだ不十分です。

また、この九月議会に向けて、新たな改善の提案が行われました。その内容は、現在の住民税非課税世帯の未就学児という範囲を、住民税非課税世帯の高校生まで引き上げたいとし、有識者懇談会の設置を表明されました。確かに、対象となる範囲を拡大することそのものについては一定評価するものです。しかし、現時点において多くの保護者が求めているのは、現在の住民税非課税世帯の規定を全ての子供に広げていただくことです。

三つの医療費の窓口無料で安心して医療が受けられるかごしまをつくる会は、全ての子供たちの三つの医療費、すなわち乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の窓口無料を求め、これまで四回にわたって、一万五百九十四筆の署名を三反園知事宛てに提出されました。

こうした状況を踏まえ、次の点について知事に伺います。

一つ目は、これまで知事宛てに提出された署名にもあるように、まず優先されるべきは所得制限の撤廃であり、全ての子供を対象とすべきです。今回、住民税非課税世帯の高校生まで拡大することは前進ではありますが、知事の Manifesto に照らしても不十分であり、あわせて、所得制限も撤廃するべきと考えますが、知事の見解を伺います。

二つ目は、今後、有識者懇談会を設置し、検討を進めるとのことですが、そうであれば、有識者懇談会の中に、三つの安心をつくる会などの保護者代表を加えるべきと考えますが、見解を伺います。

次は、十月からの幼児教育・保育の無償化にかかわって伺います。

この十月から、幼児教育・保育の無償化が始まります。我が国において少子高齢化が大きな問題となっている中で、子育て世代の負担を軽減し、子育て支援が強まるのは望ましいことです。

しかしながら、今回の無償化には大きな問題があります。一つは、財源が消費税だということです。これによって、施策の拡充を求めれば、さらなる消費税増税が求められることとなります。加えて、国の基準を満たさない施設まで無償化の対象としたために、安心して保育が受けられるどころか、命の危険と隣り合わせになりかねません。さらには、保育所等に通う三歳から五歳児については、これまで保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費徴収されることになり、無償化と言いながら一部の負担が残ることや、給食費の徴収が保育所等の業務となってしまう点です。

以上のような問題点を見ても、今回の幼児教育・保育の無償化について、県がどのように受けとめ、どのような対策を講じられるかが重要であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、この幼児教育・保育の無償化に当たって、子育てを支援し、子供たちの安心・安全な施設での健やかな成長・発達を見守っていくための県の役割について、どのように認識されているか、見解を伺います。

二つ目は、秋田県では、無償化に合わせて、県と市町村の共同事業として、多子世帯の副食費を助成する事業を実施することとしているなど、多くの自治体が助成制度の実施を検討しています。

そこで、本県において、副食費の徴収について、県として考えている対応と県内の市町村の対応についてお答えください。

そしてもう一つ、国に対して、子育て支援として保育の無償化を実現するのであれば、ゼロ歳から五歳児全員を対象にすべきこと、消費税を財源とすれば、今後、制度拡充のためにさらに消費税の増税が求められることになることから、財源は消費税としないこと、さらに、副食費を含めて無償化することなどを求めるべきと考えますが、見解を伺います。

続いて、全ての水俣病患者の救済に向けてお聞きします。

二〇〇九年七月に成立・施行された水俣病特別措置法は、あとう限りの救済を原則としていながら、実際には、多くの未救済者を残しています。それは、特措法の対象地域と非対象地域とに分断され、対象地域での一年以上の居住歴がない被害者には、汚染された魚介類を多食したことを証明する責任が負わされ、その証明ができず、判定に必要な検診を受けられずに対象外とされた被害者が多くいるからです。また、制度の周知が十分でない中で、被害者団体の反対を押し切って、わずか二年で救済措置への申請を打ち切ったからです。

今回、原因企業のチツソに損害賠償を求める裁判の中で、対象地域外から救済の対象となった人が、どこでメチル水銀の被害を受けたのか詳細が明らかとなりました。

鹿児島県では、長島町の本島内で地域外とされた旧長島町に六十九人、出水市の地域外は三十七人、伊佐市内の旧大口市が四人、阿久根市が二十三人、これだけの人たちが、対象地域外から、一時金給付の救済対象の被害者であると認定されたのです。

そこで伺います。

一つ目は、旧長島町や出水市など特措法の対象外地域に、多くの救済対象の被害者がいたことが確認されました。この事実をどのように受けとめておられるか、見解を伺います。

二つ目は、特措法第三十七条には、調査研究として、指定地域等居住者の健康調査やメチル水銀による住民健康被害について調査を行うと定めていますが、いまだ手がつけられていません。国に対して、速やかな調査研究への着手を要請すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、ことし六月末からの大雨による被害とその対策についてであります。

前文ははしよらせていただきまして、質問内容について述べさせていただきます。

一つ目は、霧島市隼人町内の角之下川流域などにおいて発生した外水被害について、県は被害状況を把握されていますか、お答えください。

二つ目は、これらの被害に対しては、隼人町内の角之下川のほか、河川の寄洲除去が行われていない箇所でも確認されており、被害発生の一因であると考えます。このように、県内には寄洲が除去されていない箇所が多く残っており、今後、大雨が発生した場合には同様の被害が生じることも考えられます。

このような寄洲が除去されていない箇所があることについて、県の見解を伺います。

三つ目は、天降川周辺地域など、県内においてはこれまで頻繁に浸水被害などが発生しており、国が川内川に配備している移動式ポンプ車を県も早急に配備すべきと考え

ますが、見解を伺います。

最後に、災害救助法の早期適用について鹿児島市から要請があったと聞いていますが、それは事実ですか。事実であるならば、それに対して県はどのように対応されたか、お聞かせください。

以上、これで三回目の質問を終わらせていただきます。

○くらし保健福祉部長(中山清美君)まず、国保税について、県独自の財政支援等についてでございます。

今回の国保制度改革におきまして、平成三十九年度から県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営等について中心的な役割を担うこととされたところであります。

この制度改革により財政運営の仕組みが変わったことに伴い、住民の保険料負担が急激に上昇することがないように、県において、激変緩和措置を講じているところであります。

また、県においては、保険給付費等の九%相当額を県繰入金として支出しているほか、低所得者数に応じて支援する保険者支援制度等についても一定の割合を負担しているところであり、県独自の対応は考えていないところでございます。

次に、滞納処分等についてでございます。

国民健康保険税の滞納が発生した場合、市町村において、まずは納付相談を行い、滞納者の状況等を十分に把握した上で、分割納付などの対応を行っているところでございます。

支払い能力があるにもかかわらず納付しない滞納者については、国民健康保険が被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度であり、公平な税負担が制度存立の前提でありますことから、市町村は、地方税法等に基づき、財産調査を行った上で滞納処分を実施しているところであります。

滞納処分に当たりましては、当該処分により生活を著しく窮迫させるおそれがないよう、滞納者の状況等を十分に把握の上、適切に対応する必要があると考えており、県では毎年度、市町村担当者等を対象とした研修会などにおいて、適切な対応を要請しているところであります。

次に、ことし六月末からの大雨における被害とその対策に関連して、災害救助法の早期適用についてでございます。

先般の大雨の際に、鹿児島市の担当者から七月三日に、災害救助法の適用ができないかとの相談を受けたところであります。

災害救助法は、同法施行令等において、市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の全壊等がある場合のほか、多数の者が生命又は財産に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合などに適用されるものであります。

先般の大雨の際には、住家の全壊等は同市の人口規模における基準に達していなかったものの、当時、気象庁が特別警報を発表する可能性がある旨を示していたことなどから、県では、内閣府と連絡調整を図りながら、必要に応じて法の適用を受けられるよう準備を進めておりましたが、その後の降雨の状況から、同法の適用には至らなかったところであります。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君)乳幼児医療給付事業の対象の拡大についてでございます。

昨年十月から、まずは、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することがないように、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす新たな制度を開始したところでございます。

小学生以降の子供たちについても同様であり、その健やかな成長のためには、医療機関の受診を控え、症状が重篤化することがあってはならないと考えております。

本県は、自主財源に乏しい脆弱な財政構造であること、扶助費が増加傾向にあること、公債費が高水準で推移すると見込まれることなど、厳しい財政状況にございます。

そうした中で、医療機関等での窓口負担ゼロの対象を、これまでの未就学児に加え、新たに住民税非課税世帯の高校生まで広げたいと考えているところでございます。

次に、有識者懇談会につきましては、子供医療費助成制度の今回の拡充内容に関して、検討すべき事項や想定される課題への対応等について、制度運用の関係者が協議・検討を行う場として位置づけております。したがって、前回と同様、委員は、県、市町村、医療関係者、保険者、審査支払い機関の代表を予定しているところであります。

次に、幼児教育・保育の無償化に関連いたしまして、県の役割についてでございます。

本年十月から実施される幼児教育・保育の無償化に向けて、県では、実施主体である市町村に対して、この制度が適正かつ円滑に行われるよう、これまで、市町村において必要となるシステム改修等の経費について、本年度の当初予算で措置いたしましたほか、国の担当者をお招きして説明会や情報交換会を開催し、各市町村の制度や運用に関する疑問点などの解消を図るとともに、準備状況を把握し、必要な助言を行ってきているところでございます。

また、認可外保育施設における適正な保育内容及び保育環境を確保するため、国が策定した認可外保育指導基準が遵守されるよう、従来から立入調査を実施してきているところでございますが、今回、無償化が実施されるに当たり、昨年度から本年九月にかけて、県所管の全ての認可外保育施設の立入調査を実施することといたしております。

今後とも、この制度が適正かつ円滑に実施できるよう、市町村に対し必要な助言を行ってまいります。

次に、副食費の徴収についての県及び市町村の対応についてでございます。

本年十月から実施される幼児教育・保育の無償化においては、これまで、保育料の一部として保護者が負担してきた副食費につきましては、引き続き、保護者の負担となる制度とされております。

副食費の徴収免除につきましては、従来からの生活保護世帯等に加え、年収三百六十万円未満相当世帯の全ての子供及び全所得階層の第三子以降を対象にすることとされたところであり、県は、施設や市町村を通じて、このような制度の周知を図っているところでございます。

なお、県で確認いたしましたところ、県内九市町村においては、副食費の補助を予定ないしは検討していると聞いています。

次に、国に求めるべき幼児教育・保育の無償化にかかわる施策についてでございます。

今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、国の、新しい経済政策パッケージ及び骨太の方針二〇一八を踏まえ、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の改正がなされたところでございます。

対象者につきましては、広く国民が利用している保育所等の三歳から五歳までの子供及びゼロ歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供とされております。

食材料費の取り扱いにつきましては、これまでも基本的に、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化に当たっても、この考え方を維持することとされたところでございます。

また、これらの財源につきましては、制度として確立された少子化に対処するための施策とし

て、本年十月に予定される消費税率一〇%への引き上げによる財源を活用することとされたところでございます。

なお、県におきましては、幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源を今後も確実に確保するよう、県開発促進協議会等を通じて、提案・要望を行っているところでございます。

○環境林務部長(藤本徳昭君)水俣病被害者救済特別措置法に関してお尋ねがありました。

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置につきましては、申請期限が平成二十四年七月までとされ、対象年齢、対象地域の基準については、ノーモア・ミナマタ訴訟で裁判所が示した基準を基本とし、国と救済を求める団体との協議も踏まえ、閣議決定された救済措置の方針等において定められたものであります。

また、同方針におきましては、対象地域に相当の期間居住していなかった方であっても、対象となる症状があり、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認めるに相当な理由がある場合は、救済措置の対象とされたところであります。

本県におきましては、平成二十六年八月に判定を終え、一万五千人を超える方々が救済措置の対象とされたところであり、この中には、対象地域外に居住されていた方もおられると承知しております。

次に、指定地域等における住民健康調査についてであります。

水俣病に係る住民健康調査等につきましては、水俣病被害者救済特別措置法第三十七条第一項において、国が、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を行うとされております。

また、国は、この調査研究の実施に向けて、同条第三項に基づき、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査等の手法の開発を着実に進めているところであり、

このため、県といたしましては、現時点において、国に特段の要請をすることは考えていないところであります。

○土木部長(兒島優一君)ことし六月末からの大雨における被害とその対策のうち、霧島市隼人町内における浸水被害についてであります。

霧島市隼人町内の県管理河川における洪水氾濫による被害につきましては、天降川支川の角之下川で発生しており、浸水戸数は、内山田地区及び神宮地区において、床上浸水六戸、床下浸水五戸を確認しております。

県内の河川の寄洲除去についてであります。

寄洲除去につきましては、氾濫を未然に防止する重要な対策であることから、河川を点検し、河川断面が著しく阻害され、治水上、緊急性が高い箇所から、順次実施しているところであります。

今年度予算におきましては、昨年度より一億六千万円増額した九億円を計上し、百十五カ所の寄洲を除去することといたしております。

また、昨年度からは、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策として、洪水氾濫を防止する河道掘削を約四十河川で実施しているところであります。

河川の寄洲除去につきましては、引き続き、寄洲の堆積状況を確認し、治水上、緊急性が高い箇所から対応してまいります。

県による移動式ポンプ車の配備についてであります。

国土交通省九州地方整備局においては、災害時の浸水箇所における排水作業を行うため、移動式の排水ポンプ車を六十台保有しております。

県や市町村は、大規模な災害が発生した場合、九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書に基づき、国へ応援を要請し、排水ポンプ車の貸し付けなどを受けることができることとなっております。

県といたしましては、財政状況が厳しい中、排水ポンプ車を購入することは難しいものと考えており、まずは、この協定に基づき、国や市町村と連携を図りながら、緊急時の対応に取り組んでまいります。

○たいら行雄君 時間もありませんので、端的に質問させていただきます。

まず、子供医療費無料化の実現に向けてですが、これにつきまして今まで署名を提出されています、三つの安心の会の保護者の代表の方に、ぜひこの懇談会に入りたいと思っておりますが、知事、その要望についてお聞き上げただけませんか。回答をよろしく願います。

それから、十月からの幼児教育・保育の無償化に当たっては、県内九市町村で助成の予定だと聞いておりますが、まだまだ少ない状況ではないかなと感じております。市町村任せにしてしまうとなかなか広がらない状況があると思っておりますので、ぜひ県として市町村への助成をお考えいただけますよう、これは要望としてお伝えしたいと思っております。

それから、寄洲除去の件につきましてですが、住民の方々からいろいろと聞きますと、寄洲除去をお願いしてもなかなか対応いただけないというケースが、まま聞かれます。そういう状況の中で、より素早い対応を求めていきたいと思っております。よろしく願いたいと思っております。

また、もう一つのポンプ車のことについてですけれども、国が所有しているというのは聞いておりますし、今、御答弁いただいた状況ですけれども、県としてこれを要請したという実績はございますでしょうか、聞かせていただきたいと思っております。以上です。

○知事(三反園 訓君) 有識者懇談会につきましては、先ほど担当が答弁したとおりであり、子供の医療費助成制度の、私が打ち出した今回の拡充内容に関して検討するための懇談会なわけでありまして。

そして、これもずっと申し上げてきているわけでありましてけれども、生まれながらにして、医療、教育、食で格差があってはいけないと思っております。特に医療の分野では、お金がなくて病院に子供を連れていくことができない、これは絶対あってはいけないわけでありまして。子供の病気はすぐ重篤化してしまいます。だからこそ、住民税非課税世帯の乳幼児に関しましては、まずは窓口で負担することがないよう、無償化を図ったわけでありまして。

これもずっと言っているわけでありましてけれども、議員が先ほど質問されたのでお答えしたいと思っておりますけれども、大きな山に登りたいわけなんです。登らなきゃいけない。登りたいけれども、今、財政的な体力がないんです、県には。だから、登らなくていいかということ、そこに困っている人がいれば、まずそこへ向けて登らなきゃいけない。だから、住民税非課税世帯の乳幼児に関して無償化を図って、二合目、三合目まで登ったわけでありまして。そしてそこで、行財政改革をすることによって体力をつけて、もっと上に登りたい、登らなきゃいけないという中で、住民税非課税世帯の小学校、中学校、高校生まで無償化を広げようということで、今回の懇談会を設けて、そ

の内容について検討しようということでもあります。本当にそこに困っている人がいれば何とかして助ける、それが私の政治スタイルであります。

○土木部長(兒島優一君) 寄洲除去につきましては、県内各地から要望が数多く寄せられております。県におきましては、現場を見て、まずは緊急度の高いところから徐々に対応していくということでございます。

寄洲除去につきましては、平成二十四年度から二十七年度の四年間に集中的に除去を行っており、先ほど申しましたけれども、今回、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策において、河道掘削も集中的に取り組んでいるところでございます。

また、ポンプ車につきましては、今回の六月末からの雨においても、非常に激しい雨が降るということで、国から事前に配備していただいたところでございます。実際には、南薩地区の道路冠水のところで排水を行ったところでございます。

○たいら行雄君 知事に再質問いたします。

子供医療費の無料化につきましては、住民税非課税世帯だけでなく、子育て世帯は生活が本当に苦しいというのが共通しています。ですから、この所得制限を外していただきたい。この思いが強いというのは御理解いただきたいと思えます。

そして、この懇談会の中に保護者が入ること自体について、全く否定できるものではないんじゃないか、むしろ、今の子育ての実情がわかるので、そういう御意見を聞いていただく機会として有効なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○知事(三反園 訓君) 最初の質問に関しましては、大きな山に登りたいという思いは同じなんです。先ほどお答えしたとおりであります。だから、体力をつけて登るということをお伝えしているわけでありますので、御理解ください。

そして、有識者懇談会については、今回、住民税非課税世帯の小・中・高校生まで無償化することに関する懇談会でありますので、御理解いただきたいと思えます。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 三反園知事、私は、本日の三反園知事とのこのやりとりは、これから先の議論の始まりだと考えております。そして、本日のこのやりとりを伺った範囲では、非常に不誠実だと言わざるを得ません。

私が三反園知事、あなたに思いを託したのは、本当の意味であなたを信じたからなんです。そして、多くの県民の皆様方がその思いを共有されていると思えます。ぜひ三反園知事、任期はあと一年足らずですが、これからでも、まだ間に合います。改めて、川内原発の件につきましては政策合意の中身を実施していただくよう強く求めます。

そして、私ども日本共産党が国保税や子供医療費、そして給食費などの助成をなぜ求めるかといいますと、もちろん、命と暮らしを守るという観点もございしますが、このことによって消費者の懐が厚くなってまいります。つまり、手元に助成されたお金が残ることになれば、消費を促すという効果があらわれてくると考えております。ですから、県の財政が出ていくだけではなくて、見返りもあるということをご検討いただき、このような社会保障などについては積極的に助成していただきたいということを重ねて申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)